

2020年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2020年9月14日（月）

◎藤元聡美議員 一般質問（30分）

1、市街化区域と市街化調整区域との区分見直しについて

①住民合意を徹底すべき

②住民主体での住みたくなるような魅力あるまちづくりを

2、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について

3、高校生まで医療費助成の拡充を



藤元聡美議員への答弁

■北橋市長（都市計画見直し案の基本方針、スケジュールについて）

■建築都市局計画部長（逆線引き後における斜面地の防災対策について）

■教育長（学校業務補助員の配置について）

■子ども家庭局長（子ども医療費の負担軽減対象拡大について）

藤元聡美議員の再質問

◎藤元聡美議員（区域区分見直しについて）

■建築都市局計画部長の答弁

◎藤元聡美議員（区域区分見直しについて）

■建築都市局計画部長の答弁

◎藤元聡美議員

2020年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2020年9月14日（月）

◎藤元聡美議員 一般質問（30分）

皆さんこんにちは。日本共産党の藤元聡美です。会派を代表して一般質問を行います。

まず、市街化区域と市街化調整区域との区分見直しの基本方針についておたずねします。

国の都市再生特別措置法が定める「立地適正化計画」の方針のもとで、本市も、北九州市立地適正化計画を2017年に公表し、2018年に北九州市都市計画マスタープランを改定しました。また、本市は、昨年12月に市街化区域と市街化調整区域との「区域区分見直しの基本方針」を策定し、人口減少や災害危険性等の課題を抱える斜面地などの区域区分の見直しを行い、コンパクトなまちづくりの推進と斜面地住宅地内の課題解決に向けて取り組むとしています。

市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことですが、その区域を、市街化を抑制すべき区域つまり市街化調整区域へと見直す、いわゆる逆線引き地域の候補地を発表して住民への説明を始めています。選定された区域では、住宅の新築など新規開発が制限されます。見直し候補地選定の第一弾は、八幡東区の南側の山あいの地域が中心で、街の中心部に近い地域も含まれ、対象の面積は約292ヘクタール（2.92km²）、影響は約1万人、約5,400棟に及びます。

市当局の説明では、市街化調整区域へ編入される地域でも、現在の居住者は現状のまま居住を継続することは可能であり、住み替えを積極的に促進するものではないとしています。また、見直し後も、当面は一定の行政サービスを維持し、地域コミュニティの維持等も配慮するとはいいながらも、概ね30年後をめどに、ゆるやかに無居住化及び更地化・緑地化を進めていく、という方針です。対象の住民に対しては、今まで通り居住していいと言いながら、無居住化を図っていくわけですから、そこに矛盾を感じて、地域で開かれた住民説明会では、多くの不安と疑問の声が上がりました。

1つ目は、今回の都市計画見直し案のスケジュールについてです。昨年12月から住民説明会が、コロナ禍で中断されながらも順次開催されています。市当局の予定では、本年度には国・県との協議着手、来年度中には公聴会や都市計画審議会などを経て計画決定となっています。八幡東区の説明会だけでも議論百出の状況ですが、今後の計画では、本年度中に市内の6区で、見直し候補地選定の発表及び説明会が実施される予定となっており、さらに様々な意見が出ることが予想されます。八幡東区自治総連合会は、これから自治会ごとに今後の対応を協議し、受け入れ可能な見直し案を市に提出するとしています。

そこでおたずねします。区域区分見直しの基本方針案では、見直しの流れとして、地域

住民、地権者等への説明、協議を進める中で、地域の合意形成が図られない場合は、市街化区域を維持するとしています。住民合意を得られない場合や、自治総連合会から見直し案の意見書が出た場合は、予定を変更してでも逆線引き区域の変更を行ったり、内容を見直して、住民合意を徹底すべきです。見解をうかがいます。①

2つ目は、今回の逆線引きと、コンパクトシティを結びつけるという発想が、現に地域が置かれている現状に則していないということを指摘するものです。

逆線引きされた区域の住民は、土地に愛着がある、移り住むお金がないなどの理由で、移住を考えていない人が数多くいます。仮に住民が転居を決意したとしても、転居先は自由ですから、八幡東区の中心部に移転するとは限らず、子どもが住む市外に行くことも考えられます。

北九州市立地適正化計画では、八幡東区の都市機能誘導区域は、八幡・東田地区と定められています。しかし、これらの地区に人口を集めるための低廉な公営住宅の建設は予定されていません。それどころか、市営住宅やUR公団の廃止、商店街の閉店など街の空洞化が進んでいます。そして、これらの地区のまちづくりをどう進めるかという積極的な議論はほとんどなされていないのです。

空洞化した街の中心部に移り住むメリットもなく、自己責任で斜面地から中心部へ移住せよと言われても、多くの人は納得しないのではないのでしょうか。

そこでおたずねします。現在、提案されているコンパクトなまちづくりは、人口減少下においても、地域の活力を維持・増進し、都市を持続可能なものとするといいつつも、市街地中心部のまちづくりについて、具体的に議論が進んでいません。まずは、先行実施される八幡東区全体のまちづくりを、市と住民が参加して議論する場をもうけ、住民主体での住みたくなるような魅力あるまちづくりを共同して進めるモデルを作ることが必要です。見解を伺います。②

3つ目は、逆線引きされた後の市街化調整区域の斜面地の防災対策についてです。

仮に区域区分の見直しが決定された後も、多くの住民は現在の土地に住み続ける見込みです。土砂災害などのおそれがある区域に居住する住民が住居を移転する場合は、がけ地近接等危険住宅移転事業による支援が受けられます。しかし、対象者は限定され、助成金額も限られており、移転を希望する住民の誰もが使える制度ではありません。実際に助成適用となった件数は年間1件程度です。

そこでおたずねします。転居できず区分見直し後も住み続ける斜面地の住民の防災対策やがけ崩れ対策は、今回の逆線引きでは曖昧にされており、住民の不安が広がっています。市として今後どう対応するのか、見解を伺います。③

次に、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について、伺います。

学校の定期消毒等のために、学校業務補助員が5月末から順次、各学校に配置されてい

ます。その業務は、学校のドアノブ、手すり、スイッチ、トイレの消毒などです。業務補助員は、いったん6月末で業務委託としての任期は切れたものの、7月より、新たに会計年度任用職員として配置され、9月の一般会計補正予算では、10月以降年度末まで各市立学校及び幼稚園にそれぞれ1人ずつ計206人配置する予算案が計上されています。

業務補助員は、募集してもなかなか集まらず、8月末現在、学校全体の約4分の3である140人程度しかいません。よって、業務補助員が配置されなかったり、手が足りない学校では、教員やスクールサポートスタッフ、校務員が消毒、トイレ清掃等にあたっていると聞いています。特に教員が作業する場合は、放課後に消毒作業や清掃を行なうこととなり、少なくとも30～40分はかかるため、教員の本来の業務に支障をきたしています。これでは、翌日の授業準備等にとりかかるのが遅れ、残業につながるため、改善と工夫が必要です。

そこでおたずねします。新型コロナウイルス感染症対策は、これからも長期にわたって必要です。業務補助員を全ての小中学校で確実に配置する方策並びに大規模校では業務補助員の複数配置が必要です。見解を伺います。④

最後に、子ども医療費の負担軽減と対象拡大を求めて質問します。

本市では、子ども医療費の本人の一部負担金を、入院は無料、通院は3歳未満無料、3歳以上小学校就学前まで一月に1医療機関ごとに600円、小学生は、1,200円と定めています。

福岡県は、2021年度より中学生の医療費助成を拡大し、自己負担額を中学生の入院は一日につき500円、ただし、上限は月3,500円、通院は1,600円とし、市町村への補助率は2分の1とすると発表しました。

2018年現在の調査では、全国の自治体1,741のうち、通院費の自己負担なしが1,089自治体・62.5%を占めており、主流となっています。本市でも医療費の自己負担なし、高校生まで完全無償化を行なうには、13億円あれば実現できると試算されています。

子育て世代の負担軽減のために、医療費の一部負担金をなくし、さらには高校生まで医療費助成を拡充すべきです。見解を伺います。⑤

以上

藤元聡美議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長

(都市計画見直し案の基本方針、スケジュールについて)

市街化区域と調整区域との区分見直しについてです。

本市では人口減少、超高齢化社会が進むと予想されている中で、街づくりの方向を示す北九州市都市計画マスタープランを平成29年度に改定した。このプランは住みよい活力ある街づくり、環境負荷の低減、公共投資の効率化などに向け、街なかをより明確化した街

づくりをすすめることにしている。

また、斜面地などの災害リスクの高い場所から、安全な街なかへの居住を誘導することとしている。住民が主体となった八幡東区の街づくりですが、八幡東区では平成 29 年、旧八幡市政 100 周年を機に街づくりの機運が高まり、周年記念事業として、地域が中心となり、概ね 30 年先の目指すべき街の方向性について検討を進め、八幡東街づくりプランを取りまとめたものだ。

この検討では、平成 29 年 12 月、街づくりプランシンポジウムを開催するなど、八幡東区のみならず、幅広く市民の声をお聞きする機会も設け、活発な議論を進めながら、プランを策定した。

このプランに示された各地区の将来像を掘り下げるため中央町地区において、地域が主体となって検討委員会を設立し、中央町地区街づくりプランの検討が進められている。この検討にあたっては、定期的に地権者への報告を行い、ご意見を伺いながら、実現性の高いプランの策定を目指している。

こうした地域の動きについては、市としても街づくりの専門家を派遣するなど、活発な議論を進めていただくための技術的な支援を積極的に行っている。さらに地域の議論の場などにも積極的に出席し、活動状況の把握に努めている。

一方、区域区分の見直しについては、災害の恐れのある地域や人口密度の低下が見込まれる地域など新たな開発を抑制し、より安全で暮らしやすい街中への居住を誘導することで、コンパクトな街づくりの推進を目的としている。この実現に向けて豪雨災害による土砂災害の危険性や公共交通の状況、住宅周辺の道路状況などの利便性、人口密度は低く、空き家率などの居住状況などの視点でエリアを抽出して、市街化調整区域に編入するため、昨年 12 月に区域区分見直しの基本方針を策定し、八幡東区の見直し候補地を選定した。

現在見直し候補地を公表した八幡東区においては、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じ、候補地の住民の方々、関係者の方々への説明や意見交換を行っている。これは都市計画法に基づいた手続きの前に、見直しの範囲を示す都市計画の原案へ住民の方々の意見を反映させる試みだ。この試みを通して住民や関係者の方々に予めコンパクトな街づくりについて理解を深めていただく機会になると期待している。

また自治会や住民の方々からの一定数の総意により、具体的な提案をいただければ、その提案を重く受け止めていく。今年度中に見直し候補地を公表する他の 6 区についても同様の手続きで進めていき、令和 3 年度中の都市計画変更を目指していく。今後とも地域住民の声をしっかり聞きながら、本市の目指す安全安心で持続可能なコンパクトな街づくりをすすめていく。

■建築都市局計画部長

(逆線引き後における斜面地の防災対策について)

私からは、市街化区域と市街化調整区域の区分見直しのうち、逆線引き後における斜面地の防災対策について答える。

斜面地の防災対策やがけ崩れ対策については、大雨に起因する斜面崩壊などから、市民の命や財産を守るため、これまでも県や市などの関係者がハード、ソフトの様々な施策を進めてきた。ハード施策では、民地の自然崖の防災対策は、原則、土地所有者が実施するものですが、崖の高さが 10 ㍍以上など、一定の要件を満たすことを条件に福岡県が対策工事を進めている。また災害により、自然崖が崩壊した場合には要件が緩和され、崖の高さが 5 ㍍以上などの条件を満たせば、福岡県が対策工事を実施する。

また人工的に設置した擁壁などの防災対策については、所有者によって対策が進められる

が、金銭的な負担の軽減を目的として本市が宅地防災工事等資金融資制度を創設し、支援を行っている。加えてソフト施策では災害の恐れがある場合、安全かつ、速やかに避難できるように本市のハザードマップにより、危険箇所や避難場所を周知するなど、警戒避難体制の整備に取り組んでいる。

今後、区域区分の見直しを行った後も、こうした取り組みをすすめることに加えて、今回の見直しによって、災害の危険性が高いエリアから、より安全で安心な街中へ緩やかに居住を誘導することで、災害リスクの低減が図られ、本市のコンパクトな街づくりにつながると考えている。今後も引き続き安心安全な街づくりが実現できるよう、県や市、関係者が一丸となって、ハード、ソフトの一体的な取り組みをしっかりと進めていく。

■教育長

(学校業務補助員の配置について)

私からは、学校の消毒のための学校業務補助員について、すべての小・中学校で確実に配置する方策と、大規模校では複数の配置が必要ではないかとの質問について答える。

感染症の対策についてですが、現在各学校や幼稚園では、手洗いの徹底やマスクの着用など児童、生徒個人による日常の健康管理とともに教職員などが役割分担を行いながら、児童・生徒の感染症対策に取り組んでいる。

8月に文科省から発出された「学校における新型コロナウイルス感染に関する衛生管理マニュアル」では、学校における感染症対策については新たに、通常の清掃活動の中にポイントを絞って、消毒の効果を入れるようにするなど、消毒作業の簡素化が示されている。しかしながら予防対策の徹底や教員の負担軽減を図るために、本市では引き続きこれらの業務に専属的に従事する学校業務補助員を、令和2年度末までの配置を延長するのに必要な補正予算を今議会に計上させていただいている。

この人材確保に向けた取り組みですが、今回予定している募集については、これまでよりも長期に安定した雇用となるように雇用期間を、任用期間を約半年間としました。

また、9月以降、新たに4時間勤務の職を設定したことを含めて、任用されるものが状況に応じて柔軟に働くことができる条件整備を検討するなど、より働きやすく、応募しやすいように努めて参りたいと考えています。

またこれまでの募集方法である市のホームページだとか、ハローワークを通じた公募、また、地域人材などへの声掛けに加えて柔軟な働きかけができることを、合わせて広く周知するために「市政だより」への掲載など、さらなる広報活動の強化を行う予定だ。

なお、学校業務補助員の複数配置についてですが、現在の配置状況や個別の学校事情など、学校現場の声をまず踏まえて、学校規模の大小に関わらず、配置方法の工夫や、その他の人的活用など、必要に応じて今後検討したいと考えている。

いずれにしても引き続き、学校業務補助員の全校配置をめざすとともに、学校、幼稚園における予防環境の徹底など、感染症対策に努める。

■子ども家庭局長

(子ども医療費の負担軽減対象拡大について)

私からは子ども医療費について答弁する。

安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのために、子ども医療費支給制度が果たしている役割は大変重要と考えている。平成28年10月には、県の助成制度の見直しも踏まえ、小学校に就学する前までとしていた通院医療費の助成対象を、小学校6年生まで拡充するとともに、所得制限の廃止や現物給付の実施などの見直しを行い、子育て支

援の充実を図ってきた。

通院医療費の助成をさらに拡充することについては、多額の財源が必要となる上、県の助成対象は小学校6年生までとなっており、全額、一般財源でまかなう必要があるため、安定的な財源確保が課題だった。そのため国に対しては、助成制度の創設について、県に対しては助成対象を中学生まで拡充することを要望してきた。

今回の県の制度拡充により、中学生の医療費についても県から補助を得られるようになりまして、一定の財源が確保できることから、今後本市においても、令和3年4月の制度改正を目指して、中学生の通院を助成対象とする子ども医療費支給制度の拡充を進めたい。

なお、自己負担をなくすこと、及び助成対象を高校卒業まで拡充することについては、その経費について県の補助がなく、全額を一般財源で賄う必要がある。このため子ども医療費支給制度の自己負担の廃止、及び高校卒業まで助成対象を拡充することは、難しいと考えている。

●藤元議員の再質問

(子ども医療費助成について)

子ども医療費助成について要望する。

今月(9月)4日付けで、国が行った乳幼児等医療費に対する援助の実施状況の調査結果が発表された。平成31年度4月1日現在の状況だ。第一質問で紹介した平成30年度よりも医療費助成が更に進み、高校卒業までの助成は、1741自治体中、659自治体(37・8%)に広がっている。自己負担なしは1741自治体中、1115自治体(64%)が実施している。また、私の調査では政令市の中では、中学3年生まで自己負担なしは、さいたま市、名古屋市など確実に広がっている。北九州市は大きく遅れを取っている。本市が名実ともに「子育て日本一」になるためには、予算の使い方を下関・北九州道路など3500億円もかかるような大型開発優先ではなく、わずか13億円でできる子ども医療費の助成のために使ってほしい。子育て、医療、福祉に振り向けていただくよう、強く要望する。

●藤元聡美議員

(区域区分見直しについて)

区域区分見直しについて質問する。

まず、現在の市街化区域は昭和45年に、区域区分が形づくられた。当時の八幡東区は、便利で住みやすい平地は新日鉄などの大企業が利用しており、住居を求める市民・労働者は山手の斜面地の上へ上へと、家、土地を買い求めるしかなかった。このような斜面地などを市街化区域として認め、住宅の建築を許可してきたのは、福岡県や本市だ。それなのにそのような土地をいまさら、安全性が低いとみなして、住み替えてくれというのは、一貫性がないと住民のみなさんが抗議している、この声にどう答えるのか。

■建築都市局計画部長

高度成長期の街中の人口の増加にともなって、本市では斜面地など市街化区域を拡大してきた。しかし、その後本市では人口減少等が想定される中で、持続可能な都市となるよう、街中をより明確化したコンパクトな街づくりを進めている。

このような中で、先の北部九州豪雨の際には、地域の1割にも満たない市街化区域内の斜面地の中で約7割の崖崩れが集中して発生した。このことから山林などの危険性の高い斜面地における新たな開発を速やかに抑制し、住民の方々に対し、安全で利便性の高い街中へ、居住の誘導を促す必要があると考えている。

今回の区域区分の見直しについては、その住み替えについては、早急な移転を強要するものではなく、緩やかに街中へ居住の誘導を図る取り組みである。

●藤元聡美議員

今まですべて斜面地ではないところが、今回、区域区分の見直しに入っている。平穩に暮らしていた方が、線引きが行われた途端に、住みにくい市街化調整区域になってしまう。これはどうしても納得いかない、という声は納得できる。それで2つ目の質問だが、この間開かれた住民と市の意見交換会では、今年3月末時点で取りまとめられただけでも、意見が約80件以上も寄せられている。見直しのスケジュールや線引きについての疑問、また、土地の管理など多岐にわたっている。

これらの声に誠実に回答し、理解を得るにはまだ議論は尽くされていない。納得が得られた状態とは言い難い。都市計画の変更の手続きの次のステップに行くのは、時期尚早だと考えている

市当局は、どういう状態を、見直しの流れに記載されている「地域の合意が図られた状態」とみなすのか。答弁を。

■建築都市局計画部長

八幡東区の対象住民の方々との意見交換会を今年の3月末現在で、10の自治区会、約400人の方々に対して行ってきた。更に今年7月からは、新型コロナウイルス対策を講じて意見交換会を再開した。この意見交換会については、都市計画法に基づく手続きの前に、見直しの範囲を示す都市計画原案へ、住民の意見を反映させる試みだ。今後ともホームページ、市政だよりや説明会、シンポジウムなどによる丁寧な説明によって、地域の声をしっかりと聞いていきたい。

また、地域の合意形成について自治区会とか、住民の方々からの一定の総意により、具体的な提案をいただければ、その提案を重く受け止めて参りたいと考えている。

●藤元聡美議員

そのようにたくさん意見が出ているわけですから、ぜひ、形式的な説明会を1回開いたとかだけでなく、繰り返し何回でも皆さんの意見を聞く、討論を交わす。そういう場を作っていただきたい。そのためにはスケジュールの変更が必要だということも、申しておく。

あと要望だが、ウィズコロナ、ポストコロナの社会は、密集した街中よりも。ゆとりと自然の空間がある郊外や地方にこそ魅力を見出すという新しい価値観が生まれている。市街地への集中・集約ばかりではなく、人口減少でもたらされたゆとりを郊外の居住空間の改善にこそ使うべきだ。区域区分の見直しは、地域住民や地権者の意見を尊重し、強引に進めることなく、住民の合意をもとに再検討することを強く要望し、私の質問を終わります。

以上